

ひすずかめ



神戸の石取祭

公益社団法人 鈴鹿法人会 鈴鹿市飯野寺家町816 電話(059)383-7561

<http://suzuka-hojinkai.jp/>

鈴鹿法人会



目 次

ごあいさつ	1	青年部会だより	11
鈴鹿税務署・着任ごあいさつ	2	女性部会だより	13
第2回 定時総会	4	三重県法人会連合会 第2回通常総会	15
平成25年度 表彰	5	各支部における神社・仏閣	16
平成25年度 正味財産増減計算書	6	エッセイ わがまちウォーク 街角ウォッチング	18
平成26年度 事業計画	7	平成27年度 税制改正要望事項	20
平成26年度 収支予算書	9	税務コーナー	38
社会貢献活動	10	『表紙(写真)』募集・事務局だより・編集後記	

表紙…神戸の石取祭

明治41年に神社の統廃合で神館飯野高市本多神社(神戸宗社)に合祀したのが始まり。8基の山車が鉦や太鼓を打ち鳴らし、町中を練り歩く。また本楽には「縁たたき」もあり、威勢のいいかけ声とともに、祭りは最高潮を迎える。



ごあいさつ

公益社団法人 鈴鹿法人会
会長 岡田信春

公益社団法人鈴鹿法人会広報「すずかめ」第3号の発行にあたりご挨拶を申し上げます。

会員の皆様におかれましては、常日頃から鈴鹿法人会の運営につきまして、深いご理解と、ご協力を賜っております。この場をお借りいたしまして、心から厚くお礼申し上げます。

法人会の基本的指針は「法人会は、よき経営者を目指すものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献する」ことあります。

この指針を基に鈴鹿法人会では、かねてから「税に関する活動」や「地域貢献活動」などの事業に積極的に取組んでまいりました。

地球温暖化防止活動の啓発をはじめジュニアバレーボール大会、税に関する絵はがきコンクール、夏休み親子映画鑑賞会、税を考える週間行事の一環として開催している親子税金クイズと映画鑑賞会、また、女性部会では特別養護老人ホームへの寄せ植えと車椅子の贈呈など、これらは恒例行事となっております。

青年部会におきましても、小学生を対象とした親子バスツアーなどのほか、特に租税教育活動に積極的に取り組んでおり、小学生を対象とした地域色豊かな租税教育用DVDを自主制作し、今年1月からの小学校での租税教室において活用しておりますが好評を得ております。

去る、5月15日の第2回定時総会では提案しましたすべての議案が原案通り承認され無事終了し、今後も、法人会の基本的指針に基づき積極的な活動に取組んでいくことを再認識したところでございます。

さて、私どもの地域の経済情勢を見ますと、法人会で要望しておりました、法人税の実効税率の引き下げなどの明るい話も出ておりますが、一方、消費税率の改正、円安など、まだまだ厳しい状況が続いております。

このような情勢ではありますが、鈴鹿法人会は今後も役員、会員一同一致団結して当会発展のために努力し活動していく所存でございます。

このためには、会員の皆様はもとより、会員外の皆様のご参加、ご協力が必要不可欠であり、今後とも皆様方の積極的なご協力とご支援をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが会員の皆様方のご健勝ならびに企業のご繁栄をお祈り申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。



着任ごあいさつ



鈴鹿税務署長 山路好美

公益社団法人鈴鹿法人会の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素から税務行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

私は、この度の人事異動により、尾鷲税務署長から鈴鹿税務署長を拝命いたしました山路好美でございます。前任の小池署長同様よろしくお願ひ申し上げます。

さて、公益社団法人鈴鹿法人会は、常に「良き経営者の団体」として、またこの地をリードする中心的な団体として、日ごろから法人会活動を通じまして、納税意識の高揚を図るための各種研修会の開催や、将来を担う子供達への租税教育など、数々の社会貢献活動を積極的に展開され、企業および社会の健全な発展に多大な貢献をされていると伺っております。

これもひとえに、岡田会長をはじめ役員の皆様の献身的なご努力と溢れんばかりの熱意、そして会員の皆様のご理解・ご協力の賜物であると深く敬意を表するとともに、今後とも、より一層の会員の輪を広げられ、魅力ある事業活動をご期待申し上げます。

ところで、貴会の会員の皆様方は、ATM（明るく・楽しく・前向きに）が交流のモットーと伺っております。

税務署においても、明るく・前向きな職員育成に努め、誠実な納税者の方々には親切かつ丁寧な態度で接する一方、悪質な納税者に対しては厳正な姿勢で望み、「適正・公平な課税及び徴収の実現」という任務を着実に果たすことにより、納税者の皆様の税務行政への理解と信頼を得ていきたいと考えています。

また、これまで同様、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」の普及・利用拡大、加えて、ダイレクト納付の普及・利用拡大に取組んでいきます。今後とも積極的なご利用をお願いします。

終わりになりましたが、公益社団法人鈴鹿法人会のますますのご発展と、皆様のご健勝並びに事業のご繁栄をこころから祈念しまして、私のあいさつとさせていただきます。

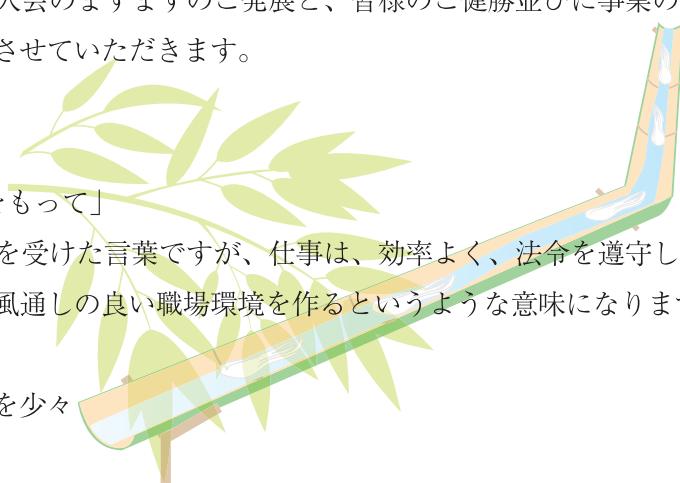
【プロフィール】

【座右の銘】 「無駄なく 無理せず 和をもって」

先輩から教わり、深く感銘を受けた言葉ですが、仕事は、効率よく、法令を遵守して行うとともに、何でも話せる風通しの良い職場環境を作るというような意味になります。

【出身地】 三重県多気郡明和町

【趣味・娯楽】 特にありませんが、海釣りを少々





着任ごあいさつ

法人課税第一部門
統括国税調査官 橘川朋生

【抱負】

初めての勤務地、初めての第一統括官業務ということで、毎日が緊張の連続ですが、署と法人会活動の懸け橋として、皆様のお役に立てるように、日々精進して参りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【プロフィール】

【座右の銘】 先輩によく言われた「逃げるな 隠すな 嘘つくな」です。

【出身地】 静岡県静岡市駿河区

【趣味・娯楽】 スキューバダイビング、子どもと遊ぶこと

鈴鹿税務署定期人事異動

(平成26年7月10日付発令 法人課税職員分)

《転出の部》

氏名	旧職名		新職名		
小池 泰通	署長		退官		
飯田 勤	特別国税調査官		静岡	特別国税調査官	
村松 弘邦	特別国税調査官付	上席国税調査官	津	法人課税第一部門	上席国税調査官
安藤 充	法人課税第一部門	統括国税調査官	岐阜南	管理運営第一部門	統括国税徴収官
河邊 芳明	法人課税第一部門	上席国税調査官	名古屋局	課税二部資料調査二課	主査
岩村 洋平	法人課税第二部門	国税調査官	小牧	法人課税第二部門	国税調査官
山本 芳和	法人課税第二部門	国税調査官	名古屋中村	法人課税第二部門	国税調査官

《転入の部》

氏名	新職名		旧職名		
山路 好美	署長		尾鷲	署長	
加藤 宗雄	特別国税調査官		昭和	特別国税調査官	
橘川 朋生	法人課税第一部門	統括国税調査官	名古屋局	総務部事務管理課	主任税務分析専門官
後藤 操	法人課税第一部門	上席国税調査官	昭和	法人課税第一部門	上席国税調査官
柳瀬 雅徳	法人課税第一部門	上席国税調査官	四日市	法人課税第三部門	統括国税調査官
岡田 光男	法人課税第二部門	上席国税調査官	津	法人課税第一部門	上席国税調査官

第2回 定時総会

平成26年5月15日(木) 於：コンフェット鈴鹿平安閣

公益社団法人鈴鹿法人会の第2回の定時総会が、5月15日、小池鈴鹿税務署長をはじめ多数のご来賓の臨席のもと盛大に開催されました。

出席者は110名。委任状858名で過半数の承認を得ての開会です。

岡田会長が議長となり、阪田総務副委員長の司会で議事が順調に進められ、次の議案がすべて承認、可決されました。

第1号議案 平成25年度事業報告承認の件

第2号議案 平成25年度収支決算承認の件

また、平成26年度事業計画並びに予算書について報告されました。

総会終了後、会員企業の優良従業員表彰式が開催され、岡田会長より、表彰状と記念品が贈呈されました。
(受賞者の方々は次頁に掲載のとおりです)

最後にご来賓の方々を代表して小池鈴鹿税務署長よりご祝辞をいただき今年度の定時総会がつつがなく終了いたしました。

本年の懇親会も、本会、青年部会、女性部会との合同大懇親会で、150名あまりの参加となりました。末松鈴鹿市長も駆け付けていただき、会員相互の親睦を深めながら大いに盛り上りました。



岡田会長



ご来賓の方々



小池署長



末松市長



大懇親会

平成25年度 表彰

優 良 従 業 員 表 彰			
(順不同・敬称略)			
有限会社河田不動産	小林 静佳	有限会社アイシ研究所	若林さゆり
伊勢鉄道株式会社	多田 直樹	鈴鹿インター株式会社	岡安正幸
株式会社ケーブルネット鈴鹿	大西 弘晃	鈴鹿インター株式会社	岩本 穂
キララホーム株式会社	木戸 信久	太洋不動産株式会社	村林和昭
マルサ運送株式会社	木村 裕彦	医療法人誠仁会	白木 薫
株式会社モリワキエンジニアリング	清水 輝	医療法人誠仁会	麻生隆文
株式会社スズカテクノロジー	小宮 薫	伊勢鉄道株式会社	松浦和子
医療法人徳徳会ひろせ胃腸科外科	伊藤 哲男	株式会社ホンダ四輪販売三重北	後藤佑也
堀田建設株式会社	橋本 美伸	株式会社オートモール	山田千晶
堀田建設株式会社	山野 正雪	株式会社ツーワン	結城貴則
堀田スポーツ開発株式会社	松原 ルナ	特定非営利活動法人まごごろ	奥園理恵



受彰者のみなさん

代表受賞
(有)河田不動産 小林 静佳様代表謝辞
伊勢鉄道(株) 多田 直樹様

平成25年度 正味財産増減計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	科 目	当 年 度
I 一般正味財産増減の部		委託費	794,839
1. 経常増減の部		会場費	116,195
(1) 経常収益		広告宣伝費	21,000
基本財産運用益	1,250	リース料	276,447
基本財産受取利息	1,250	支払手数料	426,693
特定資産運用益	1,340	雑費	58,287
特定資産受取利息	1,340	管理費	1,566,171
受取会費	13,482,650	役員報酬	275,520
正会員受取会費	13,470,650	給料手当	382,697
贊助会員受取会費	12,000	退職給付費用	21,438
事業収益	1,600,438	福利厚生費	96,087
研修事業収益	106,000	会議費	146,977
広報事業収益	100,000	旅費交通費	27,766
福利厚生事業収益	1,394,438	通信運搬費	83,142
受取補助金等	7,008,900	減価償却費	3,520
受取県連補助金	150,000	消耗品費	35,537
受取全法連助成金振替額	6,858,900	印刷製本費	35,052
受取負担金	1,658,000	燃料費	2,728
受取負担金	581,000	賃借料	181,780
青年・女性部会受取負担金	1,077,000	保険料	4,708
受取寄付金	245,000	租税公課	727
受取寄付金	245,000	支払負担金	35,342
雑収益	529,039	委託費	811
受取利息	299	涉外慶弔費	23,000
雑収益	528,740	表彰費	141,750
経常収益計	24,526,617	リース料	24,693
(2) 経常費用		支払手数料	32,511
事業費	22,192,274	新聞図書費	6,072
役員報酬	3,084,480	雑費	4,313
給料手当	4,284,343	経常費用計	23,758,445
退職給付費用	240,002	評価損益等調整前当期経常増減額	768,172
福利厚生費	1,075,711	当期経常増減額	768,172
会議費	2,569,550	2. 経常外増減の部	
旅費交通費	1,560,804	(1) 経常外収益	0
通信運搬費	1,270,322	(2) 経常外費用	0
減価償却費	39,412	税引前当期一般正味財産増減額	768,172
消耗品費	1,553,594	法人税、住民税及び事業税	50,000
印刷製本費	1,730,816	当期一般正味財産増減額	718,172
燃料費	30,545	一般正味財産期首残高	12,665,663
賃借料	2,045,556	一般正味財産期末残高	13,383,835
保険料	128,647	II 指定正味財産増減の部	
諸謝金	80,222	受取補助金等	6,858,900
租税公課	8,151	一般正味財産への振替額	-6,858,900
支払負担金	696,658	III 正味財産期末残高	13,383,835
支払助成金	100,000		

平成26年度 事業計画

基 本 方 針

鈴鹿法人会は、納税意識の向上、会員企業の研鑽、地域社会へのより一層の公益貢献を図り、公益法人としての使命を達成するため、一体となって組織的な事業活動を展開する。このためには、会員以外にもより活動への参加を求めていく。

また、法人会の目的・使命を達成するため、事業活動においては、原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら会員確保及び財政の健全化に力を入れるとともに、地域の活性化に配慮しつつ以下の事業に取組む。

さらには、「電子申告」についても税務当局と連携しながら、普及推進に努める。

事 業 活 動

1. 税知識の普及と納税意識の高揚に関する事業

一般市民、次世代を担う児童生徒に税の仕組みなどを理解してもらうため、租税教育、租税教室の充実に努めるとともに、これに資する税制関連の研修・行事等の充実を図るとともに有益な資料を作成する等により適切な広報を実施する。

「税を考える週間行事」の一環としている親子税金クイズは当法人会のメイン行事として実施するとともに、青年部会による「租税教室」、女性部会による「税に関する絵ハガキコンクール」を積極的に推進する。

特に、小学生を対象とした租税教室は、青年部会が製作した、地域色豊かな実写版DVDを活用して実施しているが、評判が良く、今後も一層推進していく。

また、会員企業の税務コンプライアンス向上のため、公益財団法人全国法人会総連合が作成した「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」を研修会等で配付し、会員自らが自主点検を行う。

(主な事業計画)

新設法人説明会、支部税務研修会、部会税務研修会、親子税金クイズと映画鑑賞会（平成26年11月3日）、小学生を対象にした学校での「租税教室」、夏休み親子映画鑑賞会、税に関する「絵ハガキコンクール」の募集と表彰式、全国大会（栃木）、全国青年の集い（秋田）、全国女性フォーラム（香川）

2. 地域企業及び地域社会への貢献に関する事業

各地域における経済社会環境（地球温暖化問題）の改善、活性化に資する事業の実施または支援を行う。

電力供給不足等に対応するため、引き続き女性部会において節電対策「いちごプロジェクト」（家庭における使用電力の削減運動）の環境活動に取り組む。

(主な事業計画)

親子バスツアー（施設見学）、温暖化防止対策活動（鈴鹿市主催）の参加、
鈴亀ジュニアーバレーボール大会の協賛、特別養護老人ホーム慰問と車椅子の贈呈、支部教養・健康セミナー、支部・部会施設見学

3. 税制及び税務に関する調査並びに提言に関する事業

地域経済の担い手である企業全般の活性化に資する税制を始め、税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な提言に努めることとし、税制に関する会員の意見を集約し、その意見が税制に反映されるよう関係機関に対し要望活動を展開する。

(主な事業計画)

地元国會議員・市長・市議会議長への要望活動

4. 法人会の充実発展に資する事業

法人会組織を今後も存続・発展させる観点から、組織基盤強化・維持を図るため、法人会員数確保を目指す諸施策を実施する。

役員の率先した参画や指導のもと新規加入の推進を行うとともに退会防止策を講じる等、より効果的な対応策を展開する。

広報活動は、法人会の知名度向上、会員はもとより、会員外にも会活動の周知、加入勧奨のための広報を充実させるとともに、税の啓発活動、経営支援活動、社会貢献活動等の広報活動を積極的に行う。

ホームページ並びに広報誌による事業活動報告、事業計画等の発信。

広報誌は第1号から市の施設や金融機関、CNSに依頼して配置し会員外の方にも目に付くようにし、第2号からは、エッセーを掲載し、より親しみやすい内容に変えているが、今年度もより推進していく。また、本年も2回発行する。

5. 法人会員の福利厚生の向上に関する事業

法人会の福利厚生制度を取巻く環境は厳しい状況が続いている、引き続き取り扱い3社との連携を一層強化しつつ、福利厚生制度の一層の推進を図り財政基盤の安定化に努める。取り扱い3社との諸施策に積極的に協力し、福利厚生制度の円滑な運営を目指して推進活動を展開する。

平成26年度 収支予算書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予算金額	科 目	予算金額
I 一般正味財産増減の部		諸謝金	50,000
1. 経常増減の部		支払手数料	400,000
(1) 経常収益		雑費	0
基本財産運用益	781	管理費	4,790,701
基本財産受取利息	781	役員報酬	255,840
特定資産運用益	18	給料手当	387,450
特定資産受取利息	18	退職給付費用	45,699
受取会費	13,420,200	退職給付支出	0
正会員受取会費	1,502,017	福利厚生費	77,900
事業収益	106,000	会議費	1,400,000
広報事業収益	50,000	旅費交通費	386,000
福利厚生事業収益	1,207,060	通信運搬費	155,200
会員親睦事業収益	138,957	減価償却費	2,460
受取補助金等	7,110,800	消耗什器備品費	700,000
受取県連補助金	50,000	印刷製本費	600,000
受取全法連助成金振替額	7,060,800	賃借料	15,000
受取負担金	1,644,000	租税公課	738
青年・女性部会受取負担金	1,077,000	支払負担金	200,000
負担金収入	567,000	涉外慶弔費	35,000
雑収益	250,000	表彰費	150,000
雜収益	250,000	リース料	270,000
経常収益計	23,927,816	保険料	18,720
(2) 経常費用		支払手数料	34,194
事業費	18,519,115	新聞図書費	6,500
役員報酬	2,864,160	雑費	50,000
給料手当	4,337,550	経常費用計	23,309,816
退職給付費用	511,601	当期経常増減額	68,000
退職給付支出	0	2. 経常外増減の部	
福利厚生費	872,100	(1) 経常外収益	0
会議費	2,162,523	(2) 経常外費用	0
旅費交通費	1,173,515	当期経常外増減額	0
通信運搬費	799,233	税引前当期一般正味財産増減額	68,000
減価償却費	27,540	法人税、住民税及び事業税	50,000
消耗什器備品費	344,190	当期一般正味財産増減額	18,000
消耗品費	550,000	一般正味財産期首残高	11,012,474
印刷製本費	1,440,800	一般正味財産期末残高	11,030,474
燃料費	40,000	II 指定正味財産増減の部	
賃借料	2,400,000	受取補助金等	
保険料	14,192	受取全法連助成金	7,110,800
租税公課	8,262	一般正味財産への振替額	△ 7,110,800
支払負担金	430,000	当期指定正味財産増減額	0
委託費	353,449	指定正味財産期首残高	0
会場費	80,000	指定正味財産期末残高	0
広告宣伝費	110,000	III 正味財産期末残高	11,030,474

社会貢献活動

「親子税金クイズ」11月3日(月・祝)に開催!



「税を考える週間」の一環として開催され、毎年ご好評を頂いている「親子税金クイズ」今年も開催が決定いたしました。…今年は、内容も、さらにパワーアップして映画鑑賞会の他、イベント盛り沢山にてお迎えいたします。みんなが大好きなキャラクター達も大集合！…お楽しみに…。



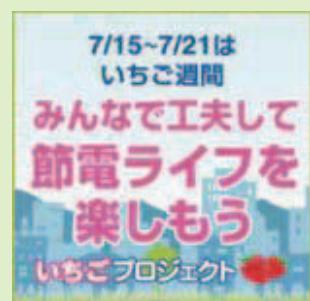
今年も「温暖化防止活動」に参加

今年も、研修委員会メンバーは、6月1日（環境月間）早朝から鈴鹿市主催の「温暖化防止対策活動」に参加し、市職員、県地球温暖化防止活動推進委員、ほかの団体の皆さんとともに鈴鹿ハンターにて温暖化防止の啓発ティッシュを来店者に配布しエコ活動へのPRを行いました。



節電啓発活動「いちごプロジェクト」を実施

資源エネルギー庁発表の節電目標である「企業、家庭とも一律15%の節電削減」に協賛し、「いちごプロジェクト」として、会員に参加実施を呼びかけてまいりました。今年も全法連女性部連絡協議会では7月から9月を活動期間として取り組むこととなり、当法人会においては節電うちわを配布し家庭での節電を呼びかけていきます。



青年部会だより



部会長あいさつ



青年部会長
村上 道哉

部会長になり、早くも2年目を迎えました。前年度は、親会、女性部会の方々には、何かとお力添えを賜わり、鈴鹿法人会青年部創立30周年に相応しい1年に出来ましたことをこの場をお借りいたしまして御礼申し上げます。また、青年部会の皆様につきましても、忙しい中ではありながら、高い目標に対し、それぞれがそれぞれの個性を存分に發揮していただき、予想を上回る事業成果を上げていただいたことに、大変、感謝しております。

前年度は、公益社団法人として1年目ということもあり、青年部会も公益事業に軸足を置いた事業を率先して行いました。『租税教室』、『親子バスツアー』は、鈴鹿法人会の基本理念そのものを体現化した事業であり、青年部メンバー1人1人の会に対する想いの結晶でもありました。

今後とも、公益事業、そして、それ以外の事業についても、継続的に、且つ、常にチャレンジ精神をもって、レベルアップさせていきたいと考えております。

部会長としては、今後も、青年部メンバー全員が、楽しみながら集まり、そして楽しい企画が飛び出す部会であり続けたいと願っています。

皆様、青年部活動により一層のご理解とご協力を賜ります様、宜しくお願い申し上げます。

3/29

S.H.I.P(Suzuka Hojinkai Interchange of person Party)開催

通称S.H.I.Pこと、家族参加の大運動会が3月29日に岸田町にある農村改善センターの体育館にて開催されました。普段、運動も家族サービスも不十分な青年部メンバーが、大人気なく、全力で子供たちと競う姿は、どちらが子供か分からないように映りました。競技内容は、パターゴルフ、ボーリング、紙飛行機とばし、フリースロー、家族リレー等です。

大運動会後は、『みさき屋』さんへ移動し、皆で表彰式を兼ねた大懇親会を行いました。誰が1位だったか忘れてしましましたが（！？）、奥さんもお子さんも、十分に楽しんでいただけたことだけは間違ひありません。企画・準備・運営に携わった親睦委員会の皆様、本当にありがとうございました。来年も、第2回S.H.I.Pが無事に開催されるよう、楽しみにしています!!



5/15

第2回 法人会青年部会定時総会

去る5月15日、鈴鹿平安閣にて、公益社団法人として第2回目の青年部定時総会が厳かに行われました。前年度は、租税教室をはじめとした、数多くの青年部創立30周年に相応しい事業が行われましたが、その余韻に浸る間もなく、村上部会長体制2年目がスタートしました。益々のやる気を見せる村上部会長に触発された各委員会からは、こちらもやる気みなぎる事業計画が発表され、どうやら今年も、磨きのかかった事業が目白押しのようです。

青年部の皆さん、本年度も、時に楽しく、時に厳しく、青年部会を盛り上げていきましょう!!





租税教室

前年度は、青年部史上に残る壮大な事業が行われました。一昨年から既に青年部事業として行っております、鈴鹿亀山地区の小学校への租税教室で使用する教材ビデオを、自分たちで作ってしまい、且つ、本番の租税教室でのアシスタント講師として、高田短大の学生さんを起用するといった試みです。

第1義的には、地元色豊かな教材ビデオを作ることで、小学生に租税教室に対する興味を煽り、一方で、小学生に税金を教えるといった経験を踏ませることにより、大学生にも税金に対する知識を再認識させるといった成果が得られます。また、第2義的には、何よりも青年部の各委員会が横断的に集まり、知恵を絞り合い、一つのことを成し遂げるといった経験が出来る事です。

昨年の夏から約半年の時間かけて、ご当地アイドルの『アン・アイリス』を起用し、ビデオ撮影を行う一方で、高田短大の学生さんに、租税教室アシスタント講師としてのスキルを身に付けてもらうため、計6回の研修を行いました。その上で、年明けから鈴鹿市内の5校の小学校に対して、計15コマの租税授業教室を行いました。

小学生や大学生に税金に対する知識を啓蒙するだけでなく、人にものを教えるということを高田短大生は直接的に、青年部メンバーは間接的に学び、関係者それぞれにとって大変意義のある、また、公益性の高い事業となりました。

本年度の租税教室は、前年度よりも多くの小学生や大学生を対象に出来るといいですね。ちなみに、対象校であった神戸小学校では、学校だよりに『租税教室』が掲載されましたのでご紹介致します。



学校だより

NO. 25-18

平成26年 2月20日

神戸っ子

<http://www.edu.city.suzuka.mie.jp/kanbe>

鈴鹿市立神戸小学校 TEL 382-0242

6年生 租税教室

1月31日（金）、鈴鹿税務署長、統括国税調査官、鈴鹿法人会の方々に来校いたしました。6年生を対象に「租税教室」が開催されました。

子どもたちは、「私たちが納税している税金が何に使われているのか。」また、「納税者としての義務を果たすことの大切さ。」について学習しました。私たちの日々の暮らしを支えている国・県・市の公的施設等の設立運営等は、税金で成り立っていること等を鈴鹿法人会さん作成のDVD（ご当地ゆるキャラ“すずか茶ん”も登場。）を活用していただき、わかりやすくお話ををしていただきました。授業の最後には、1億円の納税額が、どんな重さなのかを体感させていただくため、一人ひとりが、1億円の札束のレプリカを持ち上げる機会を与えていただきました。



女性部会だより



部会長あいさつ

暑さ厳しき折柄、会員の皆様にはますます健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃は法人会女性部会の活動に多大のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて4月には消費税が増税されました。税制改正を含め私たちを取り巻く環境も大きく影響を受けており、来年にはさらに増税の見込みで、税に関するオピニオンリーダーであるべき法人会は存在の重要性を求められています。

鈴鹿法人会は公益法人1年目を無事終え、女性部会としましてもますます充実した会の発展を期し新しい事業へも取り組んで参りたいと思っております。

8月24日の夏休み親子映画会では、念願となっております租税教室開催への足掛かりとして、紙芝居を使い会場のお子様たちにわかりやすく税のお勉強をしていただこうと思っています。

長年の継続事業も多数あり、役員の皆様にはいつも多大なご苦労をおかけしますが何卒ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。部会長3期目の後半に入りました。最後の1年よろしくお願い申し上げます。

5/15

公益社団法人鈴鹿法人会女性部会第2回定時総会

5月15日鈴鹿平安閣にて、公益社団法人鈴鹿法人会女性部会定時総会が開催されました。25年度の事業報告、収支決算並びに本年度の事業計画・予算案が報告され、承認可決されました。

日置尚代部会長より、鈴鹿法人会が公益社団法人として新たにスタートしての一年を振り返り、「女性部会は会の一翼を担い、本会指導のもと社会貢献活動を行って参りました。消費税が8%となった今、法人会の定義にもあるように、税のオピニオンリーダーとして租税教育を更に充実させていきたい。そして、東日本大震災から3年が過ぎました。法人会としても『いちごプロジェクト』だけでなく、何かできることはいか考えていきたい。」とご挨拶されました。

本年も女性部会が、生き生きと充実した会となるよう、私達一人ひとりが活動に参加・協力出来ればと思います。（鈴木絵理）



4/10

法人会全国女性フォーラム 香川大会

H26年4月10日(木)第9回法人会全国女性フォーラムが、香川県高松市のサンポートホール高松にて、開催されました。

会場には女性部の方に誘導して頂きましたが、殆どの方が高齢者で、驚きと同時に、とてもお元気でその一生懸命さに、頭の下がる想いでした。記念講演は、少林寺拳法グループの総裁を務める、宗由貴氏により「しなやかな人間力」と題して行われました。少林寺拳法は、香川県が発祥地と言う事で、とても盛んに行われており、現在は社会環境の悪さから、護身の為、女性の受講者が増加しているようです。



又幼少の子供たちに、心身を強くするための活動も行っており、青少年の育成にも力を注がれているようです。私たち鈴鹿法人会も、いろいろ新しい企画を考え、幅広い社会貢献活動に取り組んでいこうと思っています。

ホテルクレメント高松では、総勢1500名程の会員が集い、この地ならではのご馳走もたくさん頂き、盛大な懇親会が開かれました。このすばらしさや、スケールの大きさは、全国大会にしか味わえない特別な様で感動を覚えずにはいられません。来年は、福岡で開催されます。

みなさまが法人会活動の意義をより一層深めていただき、今後も活動の原動力として発揮できることを心より願っております。(吉澤時子)

3/18 工場見学会・なばなの里

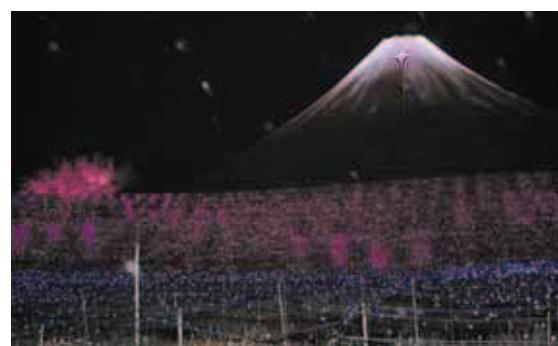
23号線の日永あたり、チョウサギが飛来しているのを見かけませんか?ここは〈味の素バードサンクチュアリin四日市〉と言われ、環境が改善された四日市の象徴として全国から注目を浴びています。5,700m²の天然の池があり、生態系を守る為に、人影を遮る生け垣をめぐらし、従業員の出入りの制限、そして多くの木が植樹されている風景、38種類の渡り鳥が中継地とし、トンボやチョウなど多種類の昆虫たちの繁殖地になっているそうで、これらは、味の素東海工場における、敷地内の様子です。

医療の世界では大きな役割を果たしているアミノ酸ですが、アミノ酸を使った医薬品の製造、そしてお料理には欠かせない、味の素・ほんだし・いりこだし等の製品。ほんだしの工場内では、かつおの良い香りも漂っています。

見学コースにおいては、味噌を溶いただけのお湯が二つのカップに注がれ、片方だけに自分で味の素を振って飲んでみるのですが、旨味を感じる違いには、皆さんが驚かれていました。

私は、ほんだしやいりこだしはもちろんですが、コーヒーに、少しの量で甘さを感じるパルスィートを常時使っています。

なばなの里では、花の散策、冬華の競演ウインターイルミネーション、3月18日、帰りは遅くなりましたが、多くの参加者が充実した時間を過ごせた、女性部の研修旅行になったかと思います。(小河紀子)



予告
入場無料

夏休み親子映画会

●と き／平成26年8月24日(日)

●ところ／亀山市文化会館

1部／モンスターズ 2部／楽しい租税教室とおたのしみ抽選会

第8回 税に関する絵はがきコンクール
大募集! 応募締切り／平成26年9月11日(木)

ホームページもリニューアル



Q 鈴鹿法人会 検索

ブログ・フェイスブックも見て下さい。

公益社団法人 鈴鹿法人会 女性部会

一般社団法人 三重県法人会連合会

第2回 通常総会

平成26年6月19日(木) 於: 津センターパレスホール

第2回県連通常総会が開催され、当会から下記10名が参加いたしました。竹林県連会長のもと、議案すべて可決承認され新しい年度のスタートです。



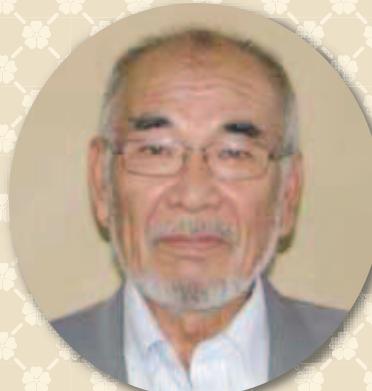
会長	岡田 信春	三恵工業(株)
副会長	中島 高	亀山瓦斯(有)
	杉野 文雄	杉野工業(株)
	田中 彩子	(医)誠仁会
	近藤 博信	(有)鈴鹿ポートリー
	樋口 勝幸	(株)葵
総務委員長	飯田 隆典	(株)飯田鉄工
理事	神野 重樹	(株)神野工業
	井上 準二	峰徳運輸(株)
専務理事	西井 健	(公社)鈴鹿法人会

以上が当会からの出席者です。

受賞者の方々

公益財団法人 全国法人会総連合 会長表彰

単位会功労者



単位会功労者



理事

神野重樹殿

理事

井上準二殿

第3回

“各支部における神社・仏閣”



東部支部

えんぎしきないしや
延喜式内社ふかたじんじゃ
深田神社鈴鹿市若松東三丁目22番40号
「近鉄伊勢若松駅」下車徒歩15分

由 緒

創祀の事情や勧請の年代、明治以前の由緒は不詳である。延喜式内社であり、「延喜式」(延長5年927年完成)に登載されている処から千年以上の前の平安時代にはあったものと考えられる。神社の西のあたりを深田というものが社名の起りであると言われている。

天正15年(1587)、慶安2年(1649)、元禄10年(1697)、享保6年(1711)、安永7年(1779)の棟札がありご造営の経緯が知られる。

明治5年村社となり、明治41年6月村内の無格社17社を合祀し、昭和21年宗教法人となり至る。

御祭神

とようかのめのみこと すさのおのみこと おおやまつみのみこと うけもちのかみ ごなんさんじょしん
豊宇迦能賣命・素盞雄尊・大山津見命・保食神・五男三女神・伊弉諾尊・伊弉冊尊・火産靈命・大井神・宇賀之御魂神

計13柱

いざなぎのみこと いざなみのみこと ほむすびのみこと おおいのかみ うかのみたまのかみ
伊弉諾尊・伊弉冊尊・火産靈命・大井神・宇賀之御魂神

おおやまづみのみこと
境内社は酒井神社(大井神)・菅原社(菅原道真公)・山神社(大山祇命)

恒例祭典・行事

- 1月 1日 元旦祭 年頭の祭りで、新年を祝い皇室の弥栄と国の隆昌、氏子崇敬者の安泰を祈る。
- 2月11日 祈年祭(みくわ) 五穀の豊穣と諸産業の繁栄を祈る。
- 3月初午 初午祭 早朝より厄除け祈祷奉仕
- 6月30日・12月31日 大祓式 半年間の罪を祓い無病息災を祈願する。
- 7月下旬 奉納納涼おどり大会 (敬神婦人会主催)
- 10月 例祭 1年に1回執り行われる祭儀中、最も重要なお祭である。櫛宜垣内町獅子舞神事奉納、氏子稚兒による舞の奉納がある。境内で神賑行事奉納。
- 11月15日 七五三祈祷
- 11月23日 新嘗祭(新穀感謝祭・甘酒祭) 五穀豊穣と諸産業の繁栄を感謝するお祭。新穀により造られた甘酒が振舞われる。
- 12月31日 除夜祭 夕刻より元旦迄かがり火が焚かれる。
- 毎月1日、15日 月次祭斎行

櫛宜垣内町獅子舞神事

櫛宜垣内町獅子舞保存会が、例祭並びに祈年祭に獅子舞神事を奉納している。近年櫛宜垣内町以外にも奉仕者の門戸を開いている。



式年御造営

古来、神宮に倣い式年御造営の制度があり、20年毎に社殿等の御造営を行なっている。前回は平成15年に御本殿修理、拝殿新築が行なわれ、次回平成35年には御本殿の新築等が予定されている。災害時に対応した設備、備品等も検討される予定。

宅神祭

神職が、毎月月初めに氏子各家庭、お店、工場等に出向き、家内安全、商売繁盛のご祈祷をする宅神祭がある。年末、年始等1年に1回の宅神祭はあるが、毎月の宅神祭は全国的にも珍しい祭儀で、家庭祭祀の振興、神道教化活動として特筆すべき祭儀である。

深田神社敬神婦人会

昭和45年10月に発会し、お朔日参り、境内清掃奉仕、祭典奉仕、納涼おどり、初参宮、講演会等の活動を行なっている。(会員130名)

「奉納納涼おどり大会」

「暑い夏を、神様のご加護を受けて乗り切る」という趣旨のもと開催されている。昭和54年以来数えて36回開催し、例年2日間で延べ700名以上の参加者があり、お楽しみ抽選会、出店、子供コーナー等もあり北若松地区の夏の風物詩となっている。



新しい取り組み

若い世代の方々に神社に親しんで頂く為に、当社では「コスプレイベント」が開催されている。平成25年4月初めて開催され、現在3回目、遠くは、大阪、宝塚、名古屋等からの参加者もあり、年々盛大に開催されている。



コスプレイベントに合わせ、前日には白子高校茶道部による「お花見茶会」、若松公民館サークル生による「春の歌」のコーラスの奉納等も行われており、春の境内は桜と人で賑わう。



秋の例祭の神賑行事では、「カラオケ」、「コーラス」、「小中学生によるダンス」の奉納等もある。

神社で行われる一連の行事は、神社の神事、行事であると共に、地域の行事、地域の活性化、地域づくり、人づくりの場であると考えています。

地域の皆様に親しまれ、お参り頂いた方が心やすらぐお宮となる様、今後も努めて参りたいと思います。

深田神社宮司 樋口比呂麿

エッセイ わがまちウォーク 街角ウォッチング

～嘗々と続く水への願い～ 雨乞いの祭と水争い

エッセイスト
福島 礼子



「広瀬町のかんこ踊り」

子供の頃、井戸は私にとって小さなワンダーランドだった。のぞけば顔が映りゆらゆら揺れていたし、声を出せば響いた音で返ってきた。井戸の奥には、もう一つの世界が隠されていて、不思議の国のアリスに似た未知の国への入り口であるようにさえ思えた。

夏には吊されたスイカがあり、冬はふんわり湯気が立つ。私にとって、井戸は四季ごとに変化する興味深い装置だったが、正月にお鏡を供える大人にとっては、大切で神聖な場所であったにちがいない。いいかえれば、生きることを支える家の中心であったはずだ。

今でこそ水道をひねれば、手の平に水があふれるが、ほんの少し前まで水への渴望は永遠のテーマだった。その証拠に古老に聞くと、雨乞いや水争い、用水路の苦労話はつきる所がない。しかも一つ一つが真に迫っていて、聞いていると切実さにこちらの胸も締めつけられる。

そのうちの一つ雨乞いの話。三重県内で200ヵ所以上の伝承があった「かんこ踊り」や「弁天踊り」も、そのルーツは雨乞いだという。

鈴鹿山系の麓の集落である深溝にも、かつて雨乞いの「かんこ踊り」があったとのこと。T氏によれば、日照りが続くと桑名の多度大社に、二人の村人が徒步で大きな御幣をもらいに行ったりらしい。必ず二人に決まっていて、その理由は用を足す際に地面に置くとそこに雨が降るからというのだ。

二人は律儀にそれを守って、常にどちらかが大切

な御幣を抱き、あるいは担ぎしたのだろう。深溝と桑名を朝駆けし数時間で行き来したこと。よほど健脚で、また村の願いも切羽詰まっていたに違いない。

「たどのごんげん、ふりごんげん。さーさーふれよ、さーふれよ」。御幣を迎えた村人は、大きな太鼓を天に届けど打ち鳴らし、こう歌ったそうだ。80歳を過ぎたT氏の歌は、しっかりととした旋律で風情さえ感じ、私はすっかり聞き入ってしまった。

時には太鼓を打つことが数日におよび、村人が疲れ果てた頃にやっと雨が降ったと聞いた。「たどのごんげんさん」も、さぞや疲れたことだろう。当時の雨乞いの踊りは、現在のように決して華やかな姿ではなく、汗だくで太鼓をうち続け、なんとしても天の神様に願いを届けたいとする村をあげての踊りだった。大正時代の事である。

過去に行われていた調査をみると、かんこ踊りや弁天祭など、雨乞いを源とする踊りは、鈴鹿市では海の集落ではなく、圧倒的に鈴鹿川から西の鈴鹿山脈の麓に集中している。

なぜ、雨乞いが海側ではなく、山側に多いのか疑問に思った。私の問い合わせに、古老は間髪をおかず答えてくれた。鈴鹿山脈裾野の扇状地は、表土は黒ボクで保水力がなく、その下は砂礫で、雨水はすぐに地下に流れてしまう。そのためとりわけ稻作には苦労してきたそうだ。

江戸時代には、日照りになると田はたちまち干上り^{ひあが}、年貢は納められず食い扶持はなく、日々の暮らしも事欠く有様だったという。その切実さが、多くの雨乞い神事を生んだのだ。

ところで当時の人々は、もちろん神頼みだけをしていたのでは決してない。河川からの引き水をしたり、ため池を作ったり、はたまたマンボを掘り、地下水を利用するなど、村をあげての営業とした努力をしてきている。それでも限られた水資源、記録として残されたものの中に、水争いの調停書が多いのは当然のことだろう。

鈴鹿山脈を水源とする内部川の水を求めて、鈴鹿山系の麓の集落、大久保や深溝の周辺では、江

戸時代に幾度も水争いが起きている。

なかでも内部川をはさんだ水沢村と深溝の水争いは大事になり、幕府が調停役となった。深溝地区は、付近に新田開発で新しい村落ができる以前からの古い集落だ。この起りは、水沢村が新田に水をひきいれるため深溝村の井堰を壊したことがきっかけとなつた。

水沢側は藤池という池から深溝は水を引いているから井堰は不必要と主張し、幕府の検視が入るまで決着がつかなかった。幕府の調査の結果、藤池は存在しないことがわかり、深水村の主張が認められている。当時の判決絵図の大きさは尋常ではなく、畳2枚ほどの大さだ。見せてもらった私は、椅子にのってようやく全貌がわかるという始末だった。

判決文の厳格さに、幕府までまきこんだ水争いのすさまじさが想像できる。絵図と判決文は村の宝となり、かんこ踊りが奉納された神社に保管され、その後も何かの際には、水戸黄門の印籠のように効力を發揮したと聞いた。

かんこ踊りや弁天踊りなどかつて鈴鹿山麓の集落を中心に、21カ所で踊られていた鈴鹿市の雨乞いの踊りは、近年人手不足で急速に減った。西庄内町南畠のかんこ踊りも、昨年は開かれず継続が心配だ。

現在でも伝承されている祭の代表は、広瀬のかんこ踊り。やはり大きな太鼓を打ち鳴らすのが特徴だ。きっと俵屋宗達の「風神雷神」の雷神のように、雨を呼ぶには、鳴り物が必要なのだろう。

広瀬町のかんこ踊りは、毎年夏に神明社の境内で

繰り広げられる。夜の闇を舞台に、いくつもの提灯に照らされて、若者が太鼓を打ちながら乱舞する幻想的な踊りだ。

祭りの当日。家族の数だけ笠に吊された提灯が、光の波となって境内に続く。提灯が境内を照らし、祭の舞台を作りだす。太鼓の打ち手は、巴紋を染め上げた浴衣に、紺足袋、顔をおおうほどの花笠をかぶる。花笠で飾られた柳を中心に、笛と法螺貝そして歌にあわせて、かんこ(大太鼓)を打ちながら若者が踊る。踊り手の激しい動作に反して、波のように寄せては返す歌は、まるで言葉の魂が人の心にしみこむのを待つようにゆったりしたものだ。

雨乞いには「願かけ」と、お札の「願ほどき」と2種の踊りがあるらしい。祭礼として残ったのは「願ほどき」の方。願いがかなったお札に神様に奉納する踊りだ。それゆえ切迫感はなくなり、踊りとして様式化し洗練されてきたのだろう。広瀬のかんこ踊りには、雨乞いの原点にあった切実さはない。提灯灯りの中、花飾りが乱舞する様は、まるで幻想的な光のイリュージョンをみているようで美しい。

三重用水の出現で、水が豊富に行き渡り、深溝も含めて鈴鹿の切実な「雨乞い願かけ」は、その役割を失った。人手不足と相まって、結果として深溝のかんこ踊りも姿を消した。

今では井戸をのぞくと、水をめぐる様々な努力と辛苦が映っているようで、私は敬虔な気持ちになる。井戸の奥から上がりてくるひんやりした風は、人の暮らしと水の密接さを肌で感じさせる神聖な風なのだろう。



[鈴鹿郡三重郡水界之図]

3点とも



「久間田の弁天踊り」



「西庄内町南畠のかんこ踊り」

祭の写真3点 坂尾富司撮影

県下8法人会から提案された税制改正要望事項は、去る6月5日開催された三重県法人会連合会の税制委員会でとりまとめ全国法人会総連合に要望いたしました。皆様からの要望をお待ちしております。

平成27年度 税制改正要望事項

一般社団法人 三重県法人会連合会

総 論

我が国の財政は、歳出が歳入を大幅に上回る状況が続いている、累積債務額は1千億円を超え、財政の健全化が急務となっている。

日本経済の再生、国家・社会の構造的な課題（少子高齢化・人口減少、財政健全化、地方分権の推進等）の解決には、経済・財政政策、社会保障政策、地方行政改革、税制対策などの総合的な対応が必要である。

中でも税制対策は極めて重要であるが、改革は、税制、財務及び社会保障制度を一体として改革を進める必要がある。

年々増加する社会保障の財源として、景気に影響されない消費税が本年4月に5%から8%に引き上げられ、さらに、平成27年10月には10%への引き上げが議論されている。

歳入については安定した税収の検討ではなく、法人税率の引き下げを行うことで国際競争力を強化し、その結果もたらされる国民所得の増加による消費の拡大から安定した消費税収入を得る循環を造ることで、より高い経済成長と財政健全化を図るべきである。

また、国内市場が伸び悩む中、需要の増大が見込まれる海外市場をターゲットとして国内企業が事業を展開していくことは自然な流れであり、海外収益を国内に還流させることで、国内経済を活性化させることができると考えられることから、海外で得た収益を国内に還流させるインセンティブが働く税制を整備すべきである。

しかしながら、歳出削減についての対策は、依然として遅々として進んでいない。

今こそ、国会議員及び地方議員、国家公務員及び地方公務員の定数削減並びに歳費、給与及び特別会計の徹底した見直しにより国及び地方の歳出削減を図り、納税者たる国民から「公平・透明・納得」を基本として理解が得られるよう努めなければならない。

特に税の使途については厳選すべきであり、使用目的等をチェックする機能を確立したうえで徹底していかなければ透明性は得られない。

また、税制においては、「公平・中立・簡素」という基本原則に従い、所得・資産・消費税のバランスの取れた時代に即した税体系を確立すべきであり、経済社会の構造変化に即した税制と不公平を生じることがないよう努めなければならない。

税制改正にあたっては、常に国民の視点に立ち、税負担の公平は勿論のこと分かり易く簡単な仕組みにするとともに、経済活動における中立性も求められている。

日本の税制度は外国に比べきわめて複雑であるが、「シンプル イズ ベスト」が望ましく、税法は単純・明解なものにすべきであり、時代の変化にそぐわない税制は機動的且つ迅速に見直し又は廃止を行い、わが国経済・産業を支えている中小企業の活性化に資する税制の整備をすべきである。

さらに、地方分権に当たっては、国と地方の役割分担を明確にするとともに、適切な税配分、地域間の財政力格差是正等の観点から国と地方の税のあり方についても総合的に検討を行う必要がある。

今後、地方行政の役割がより一層高まることがから、地方行政の財源確保のため、安易な目的税の創設ではなく地域間の偏在性の少ない税目に着目すべきである。

I 法人税関係

1. 法人税率の引き下げ

諸外国に比べわが国は、法人基本税率30%に加え法人住民税と法人事業税と企業にとって重い負担がある。

企業の国際競争力確保のため、実効税率を30%程度に引き下げられたい。

2. 中小法人に対する特例

中小企業は、大企業に比べて雇用や金融などの面で競争上不安定な立場に置かれることが多く経営基盤も弱い。

よって、軽減税率の適用所得限度額を1,500万円（現行800万円）に引き上げられたい。

また、時限措置として、年800万円以下の金額に対する法人税の減額税率が22%から15%に引き下げられたが、11%まで引き下げられたい。

3. 同族会社の留保金課税の廃止について

平成19年度改正で特定同族会社の留保金課税制度について、資本金1億円以下の中小企業は適用除外となったが、留保金課税制度は企業の自己資本の充実を阻害するものであり、制度を廃止されたい。

4. 減価償却制度

(1) 減価償却制度の改善について

急速な技術革新による陳腐化、激しい国際競争、低下する企業の競争力等に配慮し、欧米諸国の実態も参考に全般的な見直しを行い、現状に即した耐用年数に改められたい。

また、取得時期により区分されている現行の新旧併用計算方式を新しいものに統一されたい。

(2) パソコンおよびソフトウェアについての耐用年数を大幅に短縮し、取得価額100万円未満のものについては、一括償却できるようにされたい。

(3) 建物の減価償却方法について

平成10年4月以降の新規取得したものに限り定額法に基づく償却とされているが、投下資本の早期回収、実勢価格により近い財務諸表表示など会計学理論上からもすぐれた定率法による償却方法との選択とされたい。

5. 中小企業者等の少額減価償却資産の特例について

少額減価償却資産の特例について、上限300万円を撤廃し、一括損金算入を認めるよう制度の定着化を図られたい。

また、取得価額30万円未満の少額資産は全額損金算入できるよう改められたい。

6. 研究開発費税制の拡充

試験研究費の総額に係る税額控除制度等については、法人税額の40%（現行30%）に引き上げられたい。

7. 交際費課税

- (1) 交際費の取扱いは、平成25年度の税制改正において中小企業について600万円から800万円まで引上げられ、全額損金算入となった。制度の定着化を図られたい。
- (2) 交際費課税の対象となる慶弔費等について
事業活動を遂行するに当たり、社会通念上必要とされる慶弔費等は交際費課税の対象外とし、損金の額に算入すべきである。

8. 繰越欠損金の損金不算入等

青色申告書を提出する法人の繰越欠損金の繰越控除を米国並みに15年間（現行9年間）に延長されたい。

9. 退職給与引当金繰入額の損金算入制度の復活

税負担の平準化を損なわないため、期間費用である退職給与引当金繰入額は、発生事業年度での損金算入を認められたい。

10. 利益連動給与について

平成18年度の税制改正により、役員給与が損金算入となる場合と損金不算入となる場合について課税庁はその取扱いを公表している。

しかし、利益連動給与については、経営者の手腕が大きく影響することから、事前の税務署長の承認を排除し、同族法人を除く全ての法人に適用すべきである。

11. 配当金について

支払法人側で既に課税済みの配当金等について受取人側でも課税することは二重課税であり、益金不算入割合を100%にすべきである。

12. 確定申告書の提出期限

商法上の諸手続きを含めた決算事務を2ヶ月以内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告書の提出及び納付の期限を、事業年度終了後3ヶ月以内（現行2ヶ月以内）とされたい。

13. 電話加入権

携帯電話等の普及により、加入権の財産としての価値が著しく低下している。

既計上分も含め損金化できる措置を講じられたい。

○法人・個人共通事項

1. 社会保険診療報酬について

社会保険診療報酬の所得計算上、収入金額が7,000万円を超える者について概算経費率の特例を適用しないと改正されたが、更なる金額の引下げ又は廃止すべきである。

II 所得税関係

1. 謹度所得

- (1) 景気浮揚策として、住宅建設に対しての融資や税の軽減措置はされているが、その対策が進められるうえに大切な土地税制の緩和がなされていない。
土地の流動化促進のために、謹度課税率（長期）を国税7%（現行10%）、地方税3%（現行5%）の合計10%に軽減されたい。（但し復興特別所得税は含まれず）
なお、短期謹度の税率については、土地取引がスムーズに行われるよう長期謹度と同様に扱われたい。
- (2) 土地等を謹度所得について、土地の流動化促進のためにも長期謹度の特別控除(100万円)を復活されたい。

2. 事業用資産の買換えについて

事業用資産の買換えについては、謹度価額又は買換資産のいずれか低い金額の80%を限度としているが、事業継続に必要な事業用資産の買換えについては、100%とすべきである。

3. 損益通算

- (1) 上場株式等に係る謹度損失の繰越控除期間の延長
損益通算してもなお、控除しきれない損失の金額については、9年間（現行3年間）に延長されたい。
- (2) 土地建物等の謹度による所得が赤字となった場合の損益通算制度を復活されたい。

4. 所得控除等

- (1) 現行の各種所得控除の簡素化を図られたい。
- (2) 医療費控除の最高限度額を300万円（現行200万円）に引き上げられたい。
なお、疫病予防を積極的に推進している現在の国策に則り、医療費高騰の歯止めとして人間ドック等の予防的な医療費を控除対象とすべきであり、尚かつ、少子化対策を意識して医療費控除の適用範囲を拡大されたい。
- (3) 平成24年度から介護医療保険控除が創設されたが、最高限度額を10万円（現行4万円）に引き上げられたい。
- (4) 生命保険料、個人年金保険料にかかる生命保険料控除の最高限度額を、それぞれ10万円（現行平成23年12月31日以前に締結した契約5万円・平成24年1月1日以降に締結した契約4万円）に引き上げ、併せて地震保険料控除を10万円（現行最高5万円）に引き上げられたい。
- (5) 控除対象配偶者の収入基準額を130万円（現行103万円）に引き上げ、併せて社会保険庁との整合性を考慮し、配偶者特別控除額も引き上げられたい。
- (6) 扶養控除を復活されたい。
- (7) 寡夫控除と寡婦控除の適用要件を一本化されたい。
- (8) 個人においても連帯保証債務の履行による求償権が行使不能となった場合の損失を雑損控除の対象とされたい。

- (9) 老年者控除の廃止に伴い、高齢者の税負担は増している。
特に低所得者の負担に配慮し、老年者控除を復活されたい。
- (10) 公的年金等控除額120万円（現行65歳以上 年金等収入金額330万円以下）を140万円に引き上げられたい。
- (11) 雑損控除について
現行の雑損控除は災害、盗難又は横領によって損害を受けた場合、①損失金額—保険金補填額—総所得金額等の合計額×10%、②災害関連支出の金額—5万円のいずれか低い金額を雑損控除とすることができる。
しかし、災害に伴う原状回復費に液状化現象や津波による被害のあった土地の原状回復費を含めて、雑損控除対象に算入すべきである。
- (12) 復興特別所得税について
復興特別所得税は、所得税を見直すことにより財源を確保し、所得税に吸収し、その一部を復興特別所得税とみなして復興の財源とすべきである。

5. 源泉所得税の納期

源泉所得税の各月の納付期限については、長期休暇等の特殊事情及び週休2日制の普及を考慮して、翌月20日（現行翌月10日）とすること。

なお、納期の特例は、常時使用者を20名未満（現行10名未満）に拡大されたい。

6. 財産債務明細書の提出制度の廃止

財産債務明細書の提出制度はすでに形骸化しており、実質的な意味も失っている。
早急に廃止すべきである。
また、法定資料や各種資料の提出要請が頻繁に行われており、その作成等に関し相当の負担を強いていることや、その資料に個人情報も多く含まれていることから、速やかに廃止すべきである。

7. 準確定申告の期限の延長

相続税の申告期限は、相続の開始を知ってから10ヶ月以内であるが、申告所得税の準確定申告の期限は、相続開始から4ヶ月となっている。申告期限を相続税と同様、10ヶ月以内とされたい。
また、青色申告承認申請は新たに事業を開始した時から2ヶ月以内とされているが、同じく10ヶ月以内とされたい。

8. 青色申告者の純損失の繰越控除期間等について

純損失の繰越控除は、平成23年度の税制改正により青色申告法人の欠損金の繰越控除期間が7年から9年に延長された。

青色申告者の純損失の繰越控除期間は3年であり、純損失の繰越控除期間を法人同様に9年に延長されたい。

9. 少子化対策について

子育て世代が安心して子育てができるよう各種の環境整備を図ることに加え、税制においても多産のインセンティブは働くような税制を整備すべきである。

例えば、第2子以降の大膽な扶養控除などの所得控除が考えられる。

III 相続税関係

1. 相続税

(1) 事業承継

①平成25年度税制改正では大幅な改正が行われたが、もっと使い易い制度に見直されたい。

②中小企業の多くは、オーナー経営者の高齢化により事業承継の時期が到来している。

平成25年度の税制改正において、非上場株式に係る相続税の納税猶予制度の見直しがあり、80%の雇用要件が5年平均に改正された。

しかし、雇用要件を維持するために、経営の維持が困難となる場合も想定されることから80%の雇用要件をさらに引下げるべきである。

(2) 財産評価

①「取引相場のない株式」の評価の中で「原則的評価方式」の中の「類似業種比準価額方式」にする1株当たりの類似業種比準価額の求め方がここ10年間改善されておらず、「類似業種比準方式」の改善をされたい。

また、取引相場のない株式の評価については、純資産価額として次の事項を見直されたい。

イ. 相続開始3年以内に取得した土地と建物等についても通常の評価とすること。

ロ. 評価会社が退職給付債務を負っている場合は、一定額を負債とすること。

ハ. 土地保有特定会社等の特殊な評価方法を見直すこと。

②営業権を財産評価から除外すること。

営業権は、企業が有する伝統と社会的信用・名声・立地条件・営業上の秘訣・特殊な技術・特別な取引関係の存続等を総合した、将来にわたり他の企業を上回る企業収益を獲得できる無形の財産価値であるが、現在の経済情勢の中では現在の収益を維持できるか疑問である。将来の超過収益力を現在価値として財産に計上し、相続税の株価を不相当に高く評価することになり、担税力が伴っておらず除外すべきである。

(3) 保証債務について

保証債務は、相続開始時において負担が確実なものを債務として控除できることになっている。相続開始後、3年以内に発生した保証債務の履行は、更正請求により救済措置を設けるべきである。

(4) 非課税財産

生命保険及び死亡退職金の非課税限度額を法定相続人一人当たり1,000万円（現行500万円）とされたい。

(5) 基礎控除

相続税の基礎控除額を「3,000万円 + 600万円 × 法定相続人」（平成27年1月1日より）を現行の「5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人」とされたい。

(6) 税額控除

相続税の未成年者控除・障害者控除（現行1年につきそれぞれ10万円、特別障害者20万円）を更に引き上げられたい。

(7) その他

①相続税の最高税率を国際水準なみに引き下げられたい。

なお、税率の刻みについても見直しを図られたい。

②贈与財産の加算制度

相続開始前3年以内の贈与財産加算制度を廃止されたい。

2. 贈与税

(1) 基礎控除

消費拡大に寄与するよう贈与税の基礎控除額を300万円（現行110万円）に引き上げられたい。

(2) 配偶者控除

夫婦間の居住用財産の配偶者控除額を、4,000万円（現行2,000万円）に引き上げられたい。

(3) 贈与税の最高税率を引き下げられたい。

なお、税率の刻みについても見直しを図られたい。

IV 間接税関係

1. 消費税

(1) 消費税の確定申告書の提出期限は、法人税の要望事項と同様3ヶ月以内とされたい。

(2) 諸届出書のうち、提出期限が適用課税期間の開始の日の前日までとしているが、事前の適否判断には無理がある場合も生じることから提出期限を課税期間の末日までとされたい。

また、提出期限が休日の場合は翌日までとされたい。

(3) 基準期間の廃止について

納稅義務及び簡易課税制度の判定は、特に地方の零細業者等においては、課税売上高が1,000万円をかなり下回り乍ら益税（納稅額が生じる場合）が多く、不合理な現象が生じている。

よって、前々年又は前々事業年度を基準期間として当課税期間の納稅義務を判定する現行の基準課税期間は不合理であり廃止し、すべての事業者を課税事業者として取扱うこと。

なお、新たに当課税期間を基準期間として当課税期間の納稅義務を判定し、その判定の結果、課税売上高が一定金額以下の事業者に対する申告不要制度を新たに創設すること。

(4) 納稅義務者の判定基準について

基準期間の売上高については、税込金額により判定されているが、免税事業者であっても消費税の転嫁は当然に認められており、判定は税抜き金額によって判定するよう改正されたい。

(5) 中小企業を守るため、売価が固定されても下請け業者や中小企業の利益が減らないよう、また、小売業（一般消費者に対して）についても税額が個別に常に理解できるよう、内税ではなくはっきりと外税表示とされたい。

もしくは、現在の総額表示においては、外税表示または内税表示のどちらでも良いようにな

っているが、これを恒久化されたい。

(6) 単一税率を維持すること

消費税の導入に伴う逆進性への対応として、軽減税率の導入が検討されている。

個人所得課税における所得再分配機能の強化と番号制度の導入、社会保障制度給付の一層の効率化・重点化により対処すべきであり、当面、消費税率は単一税率を維持することが望ましい。

(7) 仕入税額控除の要件である帳簿の記載要件の見直しについて

仕入税額控除の要件とされる「帳簿及び請求書等の保存」は、事業者の事務負担となっている。取引の検証は請求書があれば可能であり、まずは「請求書等の保存」を中心とし位置付け、請求書等に不備がある場合に限り、補完のための帳簿・記載を要件とすること。

2. 印紙税関係

(1) 印紙税の廃止

同じ目的の文書でありながら、紙面によるものとIT上によるものとで課税の可否が分かれているのは不合理である。よって、印紙税を廃止されたい。

3. 撃発油税関係

現在撃発油には、撃発油税、地方道路税、消費税が課されており三重課税となっているので是正されたい。

V その他

1. 法定外資料の提出について

必要なものには提出を義務づけ、それ以外のものは提出を求めないよう見直していただきたい。

また、納税者サービス等の観点から所得税、法人税等国税や都道府県民税について、申告及び納税の窓口を市区町村とし、税制の簡素化、徴税コストの軽減も図られたい。

2. 税制に関する災害基本法について

近い将来大規模な災害が発生すると予想されていることから、税制に関する災害基本法を制定すること。

3. 震災損失控除について

現行の雑損控除から震災損失控除を独立させ創設すること。

なお、震災損失控除には資産の損失に加え、避難のための移転やそれに伴う災害関連費用も長期にわたる場合があり、これらの支出も控除対象とすること。

4. 被災代替資産の特別償却について

被災代替資産の特別償却には、新品である建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両となっているが、資金等の関係から中古の資産を取得する場合も多く、中古資産も償却対象とすること。

5. 社会保障・税番号制度について

社会保障・税番号制度については、個人情報が外部に絶対漏洩されない仕組みを作り、目的をきっちりと決め運用されること。

当面は、社会保障分野、税務分野及び災害対策分野の限定的な利用とすることとし、社会保障・税番号制度の利用範囲については、社会保障分野（現金給付のみ）、税務分野及び災害対策分野の範囲とすることで、発生する問題点を検証・解決しながら時間をかけて制度を熟成させる必要があり、限定的な利用が望ましい。

VI 電子申告関係

1. 国税電子申告・納税システム（e-Tax）の普及促進を図るには、納税者の更なる利便性の向上にむけ、地方税の電子申告システム（eLTAX）と連動する措置を講ずるべきである。

また、e-Taxのソフト、インターネット上のマニュアルは極めて使いにくく解りにくいため、初心者でも使いこなせるソフト、理解できるマニュアルに改修されたい。

なお、税務当局が国税の電子申告・納税制度について、さらに一層の普及を図ろうとするなら、個人に限らず法人に対してもe-Taxの特別控除創設されたい。（連年適用・税額控除額を10,000円）

地方税関係

I 法人関係

1. 超過金制度の廃止

地方税の中で、法人を対象とした市町村民税の超過金制度が導入され、恒久的に実施されている。課税の公平を欠く安易な対応であり、速やかに廃止されたい。

2. 債却資産税

償却資産税の免税額を300万円（現行150万円）に引き上げるとともに償却資産の賦課期日を決算期末とし、申告期限については、法人住民税の申告期限と同一にされたい。

また、取得価額を国税同様30万円まで損金算入とされたい。

3. 中小企業用地の評価

中小企業用地の固定資産税については、農地や小規模住宅用地のような軽減措置を図られたい。

4. 法人住民税

資本金1,000万円以下の中小法人については、資本金等の区分をさらに細分化し、法人住民税の均等割の軽減を図られたい。

また、法人市民税における従業員50人超の資本金別格差が大きすぎるので段階的に緩和されたい。

II 個人関係

1. 個人住民税

(1) 個人住民税の各種諸控除額を所得税と同額とされたい。

- (2) 個人住民税の申告について、住民税においても所得税と同様に、給与所得以外の少額所得(20万円以下)について、申告不要とすること。
- (3) 個人住民税における退職所得に対する課税は、退職所得課税の特例として他の所得と区分し、課税関係が完結する方法がとられているが、退職所得を所得税と同様に、損益通算並びに所得控除の対象とすべきである。
- (4) 個人住民税の納付について、給与から源泉する住民税(特別徴収)は、各自治体ごとに納付しなければならない。本店等の自治体で一括納付と改善されたい。

2. 個人事業税(県税)

個人事業税は、物品販売業など37業種を第一種事業(5%)、畜産業など3業種を第二種事業(4%)、医業など30業種を第三種事業(5又は3%)として課税し、農業、林業及び鉱物の掘採事業には課税されていない。課税規程の創設と事業主控除金額(平成11年改正)を見直されたい。

3. 不動産取得税(県税)

贈与税の配偶者控除は、配偶者の老後の生活安定に最も必要とされる居住用不動産を贈与する場合に税の負担を軽減する目的で設けられている。

配偶者控除が適用される贈与については、不動産取得税を非課税とすべきである。

III 法人・個人関係

1. 地方税の純損失の繰越還付

所得税法及び法人税法では、純損失の繰戻しによる還付請求が規定されているが、地方税法に規定されていない。国税との整合性を図るべきである。

2. 固定資産税

- (1) 固定資産の所在(大都市と地方の差)によって利用価値(収益還元価値)に大きな格差があり、収益性や換価価値などを考慮した実勢価額をより反映した評価方式に改められたい。
- (2) 建物の固定資産評価額は、耐用年数を経過したにも関わらず依然として課税されている。償却計算年数を耐用年数に是正すべきである。
- (3) 宅地の評価は、一利用単位で評価されている。

したがって、幹線道路沿いの物件と接していた場合で利用単位が同一となった場合、従来の評価額に比し極めて高い評価となる。一利用単位の評価ではなく、所有者単位で評価すべきである。

また、評価替えは3年に1度にとらわれず速やかに現実に沿った評価替え措置をとるべきであり、税率もそれに沿うよう図られたい。

- (4) 平成24年度改正では、総務省や全国市町村会から小規模宅地特例の増税(現行6分の1を4分の1)とか、負担調整の制限とか償却資産税の増税とか固定資産税での増税議論が一斉に出された。

税収不足を理由に、なりふり構わず増税に走ろうとしているのは、地方税も国税も同じスタ

ンスである。撤回を要望する。

- (5) 債却資産に対する固定資産税については、行政サービスとの直接的な受益関係が見出せず地方の税源としては適当ではなく、製造業など特定業界に負担が偏在し、公平性の観点から加えて、国内経済活性化の観点からも廃止すべきである。廃止が困難であれば、大幅な軽減を求める。
- (6) 稼働していない動産及び不動産には課税すべきではない。(そこから利益が生まれない。)

3. 事業所税

- (1) 事業所税は、企業が大都市に集中することによりインフラ整備等の財政支出を伴うことから創設された。現在の大都市は都市機能が整備され、多くの事業所が集中しても円滑な企業活動が可能となっており、また、企業の地方分散化が進み、創設目的は概ね達成されている。事業所税の課税標準は床面積（資産割）と給与総額（従業者割）であるが、資産割は固定資産税及び都市計画税との、従業者割は法人事業税の外形標準課税との二重課税となっている。市町村合併により中小企業等に予定外の税負担を課すことから、廃止すべきである。
- (2) 地域や人口により、①本来の固定資産税、②都市計画税、③事業所税が課税されるが、②と③は二重課税となっているため、③を課税するのであれば②は減額すべきである。

4. 地方税の申告書・納付書

住民税の申告書・納付書の書式が市町村で異なっていることから、統一されたい。全国統一の書式が困難ならば、県単位において統一されたい。

また、地方税の電子申告（eLTAX）の普及を推進し、利便性を高められたい。

5. 軽油引取税（県税）

- (1) 暫定税率については、道路特定財源として徴収されていたが、一般財源化された時点で徴収根拠が無い。よって、速やかに廃止されたい。
- (2) 免税申請について、業種、業態で課税の取扱いが違い、申請手続きも複雑である。
もっと、解りやすく簡素にすべきである。
例えば、フォークリフトについて工場で使用する場合は非課税で、倉庫で使用する場合は課税となっており、区分が明確でないので速やかに廃止されたい。

6. 目的税（県税）

安易に目的税を創設しないでいただきたい。

目的税を創設する必要性があるのであれば、趣旨・使途を厳選したうえで納得できるものとされたい。

○わが国が直面する課題

I 短期的課題

1. 財政健全化（構造問題）

我が国の財政状況は、1,000兆円を超える赤字国債を抱えているにも関わらず、歳出は税収を大きく上回り、通常の民間企業であればいつ倒産してもおかしくない状況である。また、税制は公平な税負担は勿論のこと分かり易く簡素な仕組み、必要最小限の事務負担、時代に適合した税制及び透明な税務行政が求められるとともに積極的に行政改革を実施し、財政改革を推進しスリムにしなければならない。

したがって、行財政の効率化を図り財政健全化を行い、国会議員及び地方議員定数の見直し、公務員定数及び給与の見直し、特別会計の見直し等があるが、後世のために積極的な財政の健全化を図り、後世に債務を引き継がせないよう努めなければならない。

2. 行財政改革の徹底について

行政改革と財政改革合体の言葉で共通点として税金のムダ遣いをなくすこと。

行政改革は、行政経費の圧縮など痛みは行政（政治を含む）に帰属し、財政改革は増税や行政サービスのカットとなり国民納税者に帰属する。

財政改革は、国際的見地から見て、避けて通れない改革である。

財政悪化が国債の価格を引き下げ（金利上昇）から仮に金利が1%上昇すれば利払費と公債残高が雪だるま式にふくらむ恐れ有り。

但し、財政改革に入れ込めば入れ込む程、行政改革や官僚改革に甘くならざるを得ない。

行政改革を先ずやり財政改革をする、行政改革先行論に徹すべき。

具体的には、消費税の増税と同時に実施するはずであった憲法違反の状態である議員定数の見直し・国会議員の文書通信交通滞在費 月額100万円（非課税）の見直し、公務員改革、特別会計の見直し、日本銀行改革 等を早急に行うべきである。

3. 社会保障制度（公的年金のあり方）

少子高齢化社会で現行の社会保障制度では成り立っていない。

現在の年金受給者とこれらの年金受給者、将来の年金受給者負担と受給の差が大きすぎ公平ではない。

現行の社会保障制度を廃止して新たな社会保障制度を構築するか、もしくは、個々で対応し、個人負担額を明確にする。

4. 大企業の内部留保について

大企業の内部留保に5%の税率を課す。

例えば、大企業は内部留保300兆円を有しているので、3年間の時限立法で毎年15兆円の増税が見込める。実に消費税の5.5%に相当する。

5. 国と地方について

三位一体の改革（地方への税源委譲）

6. 国税・地方税について

(1) 法人税について

税制は、その時代の社会構造や経済活動に適合していることは勿論、社会意識の急激な変化にも適合しなければならない。ある規定が制定された当時は良いが、国民の意識がもはやその規定を受け入れない程に変化したときは、廃止も含め速やかに対応すべきである。

その中で、将来の産業・技術を見据えた明確な国家戦略を前提として、我が国の経済産業構造のうちに多数を占める中小企業が、その活力を最大限に生かせるよう、経済活性化に有益な税制を推進すべきである。

現在の措置法を全面的に見直し、経営基盤の弱い中小企業の財務体質の強化という観点からも、法人税の税率については更なる引下げが望ましい。

(2) 個人所得税について

他の税と一体化して考えるもの。

(3) 消費税に関する意見

現状では平成27年10月より8%から10%への増税が議論されているが、公務員の給与削減が2年間の限定であることから、給与削減も戻っている。

また、国会・地方議員の定員数削減もウヤムヤになっている。

まずは、徹底した行財政改革を行い、逆進性を解消するための各種給付金等について再検討していただきたい。

そのうえで、尚かつとあれば増税はやむを得ないと考える。

7. その他（租税教育）

学校教育における租税教育の時間をもっと重要な問題として、財務省だけでなく、文部科学省も国全体の問題として真剣に取り組む必要があると考える。

Ⅱ 中・長期的課題

1. 税制について

税制改正にあたっては、常に国民の視点に立ち、負担の公平は勿論、分かりやすく簡単な仕組み、経済活動における選択を歪めないための中立性も必要とされる。

また、租税収入にかかる費用は税務行政側の費用だけでなく納税者側の事務費用も併せて認識すべきであり、過度の負担を納税者に強いることは避けなければならない。

なお、経済社会の構造変化に応じて税制が適切に対応していかなければ、新たな不公平を生じることとなる。したがって、税制を常に時代に適合するものとするため、見直し等を継続しなければならない。さらに、透明な税務行政は、公平な税負担の確保と申告納税制度を維持発展させるためには必要不可欠と思われ、国民から更なる信頼を得るための施策を推進しなければならない。

今後、地方行政の役割がいっそう高まってくることから、地方行政の財源確保のため、税収拡大は重要な課題ではあるが、地域間の偏在性の少ない税目に着目すべきである。

2. 基礎的財政収支の赤字半減・黒字化

国の債務額は1,000兆円を超え、民間企業であれば大幅な債務超過状態であり、いつ倒産しても

も不思議ではない状況にある。

現在の状況になった原因は、税収を度外視し無駄の削減を行わず税収不足を赤字国債に頼り続けた結果であり、健全な財政への努力が急務である。

この様な時こそ、資産家や高額所得者で高齢な者の税負担とりわけ不労所得に対する課税制度の問題、子供を産み育てる意欲が持てるような少子化対策のための税制等、時代に即した「公平な税負担」が必要である。

また、現在消費税率の引き上げについて審議されているが、十分な議論を尽くした上で、理論的にも国民が納得できる税体系が必要である。

23年度の改正においては、財源探しのために給与所得控除など理論的に問題のある個人や企業の負担増を内容とする税制改正が行われたことは、極めて遺憾である。

我が国は、申告納税制度の下において、国民・納税者は、自発的に税額を計算しつつ申告・納税を求められている。

自発的な納税を推進するためには、税制は、具体的にも、手続き的にも簡素・透明で、国民・納税者にも分かりやすいものでなければならない。

また、租税手続きの面でも、各種届出書様式や提出期限の等の税目間での統一、簡素化を進め、申告納税制度についての納税者教育を含め、国民が自ら申告・納税できる環境を整備すべきである。

税制面の整備と並んで無駄使いの削減がより一層求められている。例えば、国家公務員の給与等は連続して引き下げられ、さらに3年間ではあるが追加削減が行われたが地方職員の給与引き下げが「国家公務員並みに実施された」とはあまり耳にしない。

この様な時にこそ真に必要な定員数を見出し、一時的な繁忙期に不足する人員については派遣社員で確保するなど余剰人員の大幅な整理及び外部へ事業委託を積極的に実施すべきある。

また、議員定数及び議員報酬等についても見直す必要がある。

国・地方とも、大幅な債務を抱える以上、国債・地方債の残高を国民又は住民に開示・説明し、具体的な返済計画を立案するとともに、国民及び住民の理解を得る必要がある。

さらに、様々な補助金（休耕保障等）の見直し、優遇税制（医師の社保や肉牛等）の廃止や見直しが求められている。

3. 持続的な社会保障制度の確立

社会保障と税の一体改革の社会保障のグランドデザインを明確化にし、持続的な社会保障制度の確立を目指す。

課題点として

現行制度は、厚生・共済・国民各年金制度に基礎年金を接ぎ木するかのような形になっており、複雑かつ分かりにくいものになっており、マクロ経済スライドが発動されれば、基礎年金も対象となることから給付水準は「基礎」の名に国民が寄せる期待が一般と乖離していく。年金制度の諸機能を基礎年金と報酬比例年金がそれらに応じるものになっているか点検し年金制度体系見直しの際、基礎年金と生活保護、公的な報酬比例部分と私的年金も一体的に考える必要あり、被用者年金（厚生年金と共済年金）の完全な一元化を推進すべきである。

4. 行財政改革の徹底

無駄の削減の徹底。歳出削減が第一。

Ⅲ 一体改革及び関連法案について

1. 税と社会保障の一体関連法案の成立により、消費税率の引上げは危機的な状況に陥っている我が国の財政をかなりの程度改善できるものとされている。

所得税に偏った税制では税負担の公平を保つことはできる反面、景気の変動により税収も変動するが、消費税に偏った税制においては、消費税は景気に左右されることなく税収が比較的安定しているというメリットはあるが、公平な税負担を保つことは困難である。したがって、所得税・消費税・資産税からなるバランスのとれた税制改革が今後の税制として最も好ましいと思われる。我が国は高齢化が急速に進み、少子化に伴い年金を支える現役世代をはるかに上回る負担が予想されている。これらを解決するため、「税と社会保障の一体化」が求められ、消費税率の引上げが実施される。消費税は今後増加する社会保障費にあてるための目的税とすべきである。

消費税率の引上げは国民の理解と納得が得られるよう歳出削減を断行し、税と社会保障の一体改革及び政治・行政改革の全体像を国民の理解を得られる形で提示し、国、県、市町村も併せて行政改革を断行しなければならない。

また、将来にわたり持続可能な社会保障制度の確立を行うためには、安定した財源が必要であるが、社会保障は企業の雇用とも密接に関連しており、社会保障にかかる法人の負担も考慮すべきである。

特に中小企業においては負担感が年々増しているため、国会議員・地方議員の定数を減らして、これ以上企業の負担を増やさないように要望する。

2. 未納税金対策（罰則の強化、納付方法の検討）

国会議員・地方議員及び公務員に要するコスト削減を最優先に実施。

3. 日本人の高齢化は急速に進んでいる半面、少子化が進み年金を支える現役世代以上に負担が増加する。

これらを打破するため、「税と社会保障の一体化」が求められ、政府は消費税を目的税として税率の引上げや年金の一元化を審議している。

安定した税収として消費税の引上げについては止むを得ないと考えられるが、無駄の廃止が第一優先ではないのか。

消費税は「東日本大震災」や原発事故による被害を被った人も対象になることから、現在消費税の免税制度（1,000万円未満）は撤廃し、今後、消費税については「目的税」とし、「税と社会保障の一体化」を推進すべきである。

なお、年金問題については最低保障額の引き上げのため年金の一元化が検討されているが、厚生年金は2分の1を法人が負担しており、さらに個人負担額も国民年金の金額より多いことから、一元化を行うにしても、年金支給額に格差を設けるべきである。

4. 社会保障と税の一体改革と併行して、税金と社会保険料の徴収を一元化する「歳入庁」の早期創設。

5. 社会保障改革

(1) 国民がガバナンスできるわかりやすい簡素な制度。

(国民に負担を求める制度だから、負担と給付の関係を可視化できるわかりやすい簡素な制度)

(2) 将来世代にも責任を果たせる持続可能な制度

税・保険料収入の安定的確保・野放図な歳出拡大の制御、真に必要とされる分野への絞込みにする歳出の適切な管理が不可欠であり国民自らが当事者として社会保障制度に積極的に関与する。

(3) 国民（受益者・負担者）サイドからの改革が必要不可欠

縦割りの個別論にかたより、受益者である国民からすれば受益と負担のバランスを一体として考えた改革を求める。

制度間の整合性・狭間の問題も生じる。年金・医療の制度間及び制度内の負担格差問題についても是正への着手が求められる。

6. 生活保護受給について

生活保護者の不正受給については、多々取り沙汰されている。

広く受給要件が認知されていれば、監視の目としても有益となり生活保護の不正受給が減るだけでなく受給が必要とされる場合にもと考えられることから、受給要件の明確化・周知を図って欲しい。

IV 震災復興・原発対策

1. 日本は何が何でも復興に取り組まなければならない。

前政権の時に発覚したことですが、復興に關係のないところに多額の費用（税金）が使われたと報じられている。

今後この様なことがないように監視し、使途を明確にしていかなければならぬ。

2. 近い将来大規模な災害が発生することが予想されている我が国において、東日本大震災のような大規模かつ広域の災害や終わりの見えない原発事故などの災害に備え、災害発生時に迅速に対応できる体制は不可欠であり、災害対策基本法は既に制定されているが、税制に関しては、被災者の公的徴収金の減免等が規定されているだけであり、過去の経験を踏まえ、災害の予防、緊急対策並びに災害復旧の各段階における基本的な税制上の支援措置を体系的に明確にすべきである。

したがって、災害特例法に次の追加措置を行うべきである。

1. 災害損失控除の創設

2. 被災者代替資産等の特別償却の対象資産の範囲拡大

3. 寄付金控除の年末調整化

3. 東日本大震災による被災地の復旧・復興には、国の財源として復興税（法人税は10%を2年間、所得税は2.1%を25年間）が付加されることになり、付加された税は全額復旧・復興に当てるべきである。

また、住民税のうち道府県民税の均等割りの額に500円、個人住民税も同じく500円、計1,000円が平成26年度から10年間、加算されることになる。

国税については理解できるが、住民税の加算は必要なものか。

4. 東日本大震災による被災を受けた地域及び原発事故地域は、最低5年間は全て税免除又は、被災地に工場等を新設した場合も最低5年間、被災地での収益分は全額免除すべきである。
さらに、融資についても貸付利息は5年間の据置、利子免除としてはどうか。
なお、原発事故地域の不動産は風評被害等により大きく下落しており、固定資産評価額の見直し及び、原発事故地域の不動産は使用制限が解除されるまで非課税とする。
5. 震災被災者に対しての生活再建支援金については、所得税上優遇されるべきである。

V 消費税の軽減税率について

1. 税の公平の観点から反対する。
また、事務の煩雑さや、対象になる商品の透明性が複雑ではっきりせず脱税の原因になる恐れがある。
2. 社会保障・税一体改革の一環として消費税率が引き上げられる。この税率の引き上げに関して、食料品などの生活必需品に軽減税率を適用する複数税率の導入が検討されている。
複数税率化は、特定の物品やサービスに対して恩典を与えることになり、政治的恣意性の介入に繋がり、かつての物品税と同様の不公平が生じることから適切ではないと思われる。
既に軽減税率を導入している諸外国を見ても、軽減税率の適用範囲が合理的に決定されているとは認められず、また、納税義務者の事務負担が増大することや軽減税率による減収分の問題があり、当面は、消費税率は単一税率を維持すべきであり、税制をより一層複雑化させる複数税率は導入すべきではないと思われる。
また、我が国の消費税法は、現在、帳簿方式を採用している。取引慣行や中小企業の納税事務負担に配慮したこの方式にいても、請求書の保存等により制度の透明性は十分に確保されていることから、インボイス方式によらずとも正確な消費税額の計算が行われている。
インボイス方式は脱税防止の観点からのメリットがあると言われているが、必ずしも完全に脱税防止になっていない事例もあり、また、免税業者が取引から除外される場合も想定され、現行の帳簿方式を維持すべきである。
3. 現行政府は、「消費税率10%引き上げ時、軽減税率制度を導入することをめざす」と示しているが4点課題あり。
 - (1) 逆進性対策として行うというのは誤りであり、高額所得者にもメリットが及ぶので再分配対策としての効果は期待できない。
 - (2) 税制の簡素化・経済に対する中立性・事業者の事務負担・税務執行コストが増大する。
 - (3) 軽減税率による減収分（生鮮食品等を5%とすると、約2兆5,000億円～3兆円）として社会保障関連の財源問題が生じ、減収分だけ後退するか、標準税率を高くせざるを得なくなり、10%数台の消費税導入が早まる。
 - (4) 軽減税率を適用するにあたり、租税特別措置法同様、利権の温床となり税制の公平性に欠ける。

VI 法人実効税率のあり方

1. わが国の法人実効税率は、先進国の中でも高いレベルに位置している。

競争環境のイコールフィッティング化の観点から、アジア圏内の20～25%程度を視野に入れつつ、早急に欧州主要国並みの30%程度への法人実効税率の引き下げを実現すべきである。

法人実効税率とセットの関係にある課税ベースについて、わが国のカバー指数は欧米主要国との比較において高く、法人実効税率の高さと相俟ってわが国企業の競争力を弱めている。

そのため、欧米先進諸国の水準に近づけるべく、整理・縮小の改善努力を行うべきである。

また、法人税の実効税率引き下げにつき、10%の引き下げで5兆円とされる税収減をどう補うか政府税制調査会にて検討されているのが減価償却制度の縮小である。

見直し方法で定率で費用計上できる割合を小さくして税促進を高める案、定率法そのものをなくす案が出ている。一時的に企業の税負担が増加（財源規模5千億円前後）することにより、設備投資が逆進することから経済面にマイナスが生じる。

法人税実効税率引き下げの代替財源候補として、特定産業の振興策に貢献することであり、不公平感を醸し出すこととなっている租税特別措置（改革減税）の縮小・廃止（財源規模は、内容により異なるが数百億円～5兆円）にて対応すべきである。

平成26年度 交際費等の損金不算入制度の改正のあらまし

平成26年3月31日に公布された所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）により、法人の交際費等の損金不算入制度に関する規定（措法61の4）が改正され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から適用することとされました。

このパンフレットでは、交際費等の損金不算入制度の改正の内容を記載しています。

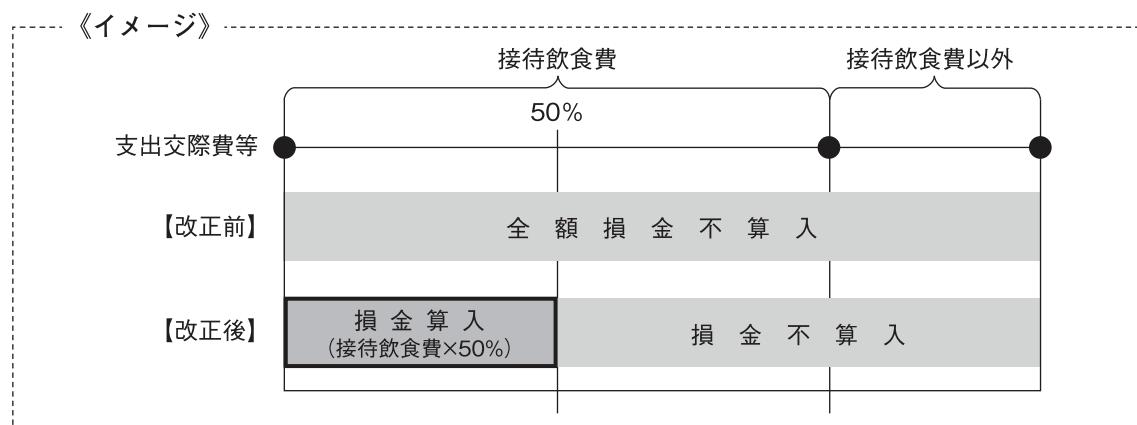
(注1) このパンフレットの内容は、平成26年4月1日現在における単体申告に係る法人税に関する法令に基づき作成しています。

なお、連結申告に係る法人税についても、同様の改正が行われています（措法68の66）。

(注2) このパンフレットにおいて使用している次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示します。

措法：租税特別措置法、措令：租税特別措置法施行令、措規：租税特別措置法施行規則
法：法人税法、法規：法人税法施行規則

1 交際費等の額のうち、接待飲食費^(注1)の額の50%に相当する金額は損金の額に算入することとされました（措法61の4①）。



(注1) 接待飲食費とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。以下「飲食費」といいます。）であって、法人税法上で整理・保存が義務付けられている帳簿書類に次の事項を記載することにより飲食費であることが明らかにされているものをいいます。（措法61の4④。措規21の18の4、法規59、62、67）。

- イ 飲食費に係る飲食等（飲食その他これに類する行為をいいます。以下同じです。）のあった年月日
- ロ 飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- ハ 飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称（店舗を有しないことその他の理由によりその名称が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名又は名称）及びその所在地（店舗を有しないことその他の理由によりその所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）

ニ その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

(注2) 1人当たり5,000円以下の飲食費で書類の保存要件を満たしているものについては、従前どおり、交際費等に該当しないこととされています（措法61の4④二・⑥、措令37の5①、措規21の18の4）。

(注3) 接待飲食費に関する具体的な取扱いについては、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載している「接待飲食費に関するFAQ（平成26年4月）」をご覧ください。

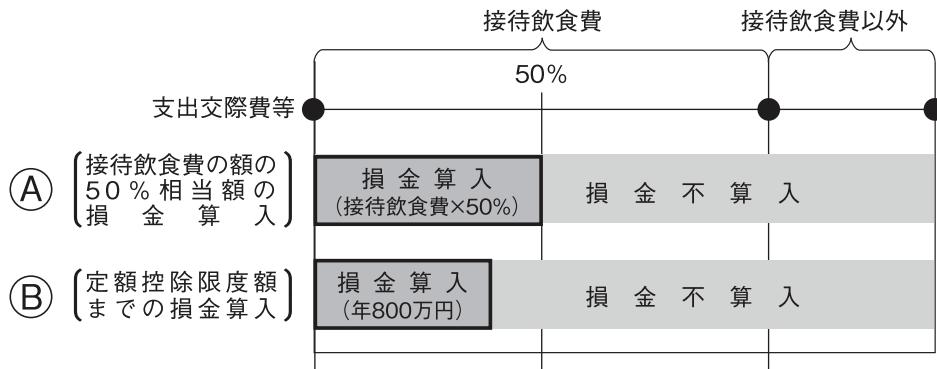
平成26年4月
国税庁

2 小中法人^(注1)は、上記1の接待飲食費の額の50%相当額の損金算入と、定額控除限度額^(注2)までの損金算入のいずれかを選択適用できることとされました（措法61の4①②）。

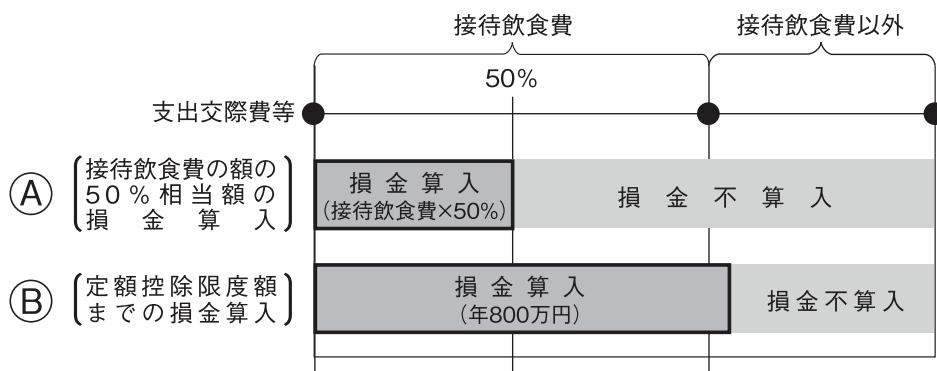
《イメージ》

（接待飲食費の額の50%相当額の損金算入と定額控除限度額までの損金算入との比較）

（1）接待飲食費の額が年1,600万円を超える場合（損金算入額：Ⓐ>Ⓑ）



（2）接待飲食費の額が年1,600万円以下の場合（損金算入額：Ⓐ≤Ⓑ）



（注1）中小法人とは、事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人をいい、普通法人のうち事業年度終了の日において資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人などの一定の法人による完全支配関係がある子法人等を除きます（措法61の4②、措令37の4、法66⑥二・三）。

（注2）定額控除限度額とは、800万円にその事業年度の月数（1月に満たない端数があるときは、これを1月とします。）を乗じてこれを12で除して計算した金額をいいます（措法61の4②③）。

（注3）法定控除限度額までの損金算入を適用するかどうかは、各事業年度ごとに選択することができます。

（注4）定額控除限度額までの損金算入は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に定額控除限度額の計算を記載した別表15（交際費等の損金算入に関する明細書）の添付がある場合に限り適用することができます（措法61の4⑤）。

3 交際費等の損金不算入制度の適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました（措法61の4①）。

- こ不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせください。
- 国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)では、税に関する様々な情報を提供していますので、ご利用ください。
- 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接時間を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力ををお願いします。

「納税に便利」6月16日から、スマートフォン等でe-Taxがご利用いただけるようになりました。

近年、スマートフォンやタブレット端末（以下、「スマートフォン等」といいます。）の急速な普及が進み、パソコンの代替としてのアクセス手段の多様化が進んでいます。

これらスマートフォン等の普及や利用者からの意見要望を受けて、利便性の向上を図るため、これまでパソコンでの利用を前提としていたe-Taxのサービスのうち、一部の手続等について、スマートフォン等でのご利用を平成26年6月16日(月)より開始いたしました。

1. 新たなサービスの名称

「e-Taxソフト（SP版）」

※ e-Taxソフト（SP版）のSPとは【SmartPhone】の略称です。

2. ご利用いただける機能及び手続

以下の機能及び手続がご利用いただけます。

- e-Taxホームページ（スマートフォン等専用）の閲覧

スマートフォン等専用のe-Taxホームページにて「重要なお知らせ」及び「お知らせ」の閲覧等ができます。

- e-Taxソフト（SP版）の利用

スマートフォン等専用のe-Taxホームページへアクセスし、「e-Taxソフト（SP版）」へのログインによりご利用できます。

利用者情報の登録・確認・変更

申告・申請等データの基本情報となる氏名、住所等の情報、「税務署からのお知らせ」等を受信するメールアドレスの登録・確認・変更(法人利用者については、利用者情報の確認機能のみご利用が可能です。)

納税

納付情報登録依頼(税目、納付金額等の納付情報データの作成及び送信等)、ダイレクト納付、インターネットバンキング(金融機関等サイト)へのリンク

(注) 納付情報登録依頼について、税理士等による代理送信はご利用になれません。

メッセージボックスの確認

e-Taxに送信した申告・申請等データの送信結果、「税務署からのお知らせ」等の確認

還付金処理状況の確認

e-Taxを利用して還付申告を行った場合の、還付金の処理状況の確認

3. 推奨環境

スマートフォン等で利用可能なOS及びブラウザ等は、以下のとおりです。

- 対応OS等

端末	OS	バージョン	ブラウザ
Android	Android	Android4 以降	Android Browser
iPhone	iOS	iOS6 以降	iOS Safari

※ 平成25年11月までに公開され市場に流通しているバージョンを対象としています（平成26年6月時点）。

※ 標準ブラウザ（スマートフォン等に初期搭載されているブラウザ）以外では、正常に動作しない場合があります。

※ 上記OS及びブラウザを利用した場合であっても端末によっては、一部動作に制約がある場合や、正しく表示しない可能性があることにご留意ください。特に画面の描画崩れは、一部の機種で発生する場合があります。

※ ご利用の端末のOSバージョン、ブラウザ等の確認方法は、機種により操作が異なりますので、各メーカーへお問い合わせください。

4. 利用可能時間

e-Taxソフト（SP版）の利用可能時間は、e-Taxの利用可能時間と同様です。

なお、ダイレクト納付（即時納付）及びインターネットバンキングによる電子納税については、e-Taxの利用可能時間内で、かつ、納税手続を行う金融機関のシステムが稼動している時間となります。

『表紙(写真)』募集

法人会では、今後、法人会報の表紙を皆様から応募していただいたカラー写真等を採用することといたしました。

つきましては、下記要項にて実施しますので、是非、応募下さいようお願いします。

(募集要項)

- | | |
|--------|--|
| 1、題材 | 鈴鹿市・亀山市に関する写真等 |
| 2、提出期限 | 1月発行分…11月末日、8月発行分…7月10日頃までに
あなたの一枚ショットをご応募下さい。
写真データーメールOK (E-mail:hojinkai@mecha.ne.jp) |
| 3、提出先 | 〒513-0802 鈴鹿市飯野寺家町816 商工会議所3階
公益社団法人 鈴鹿法人会 TEL 059-383-7561 |
| 4、審査 | 公益社団法人 鈴鹿法人会役員が審査します。 |
| 5、賞品 | 採用させていただいた作品には5,000円相当の謝礼を差し上げます。 |

事務局だより

会社の組織・社名・代表者・所在地等の変更があったときは!!

社名等の変更があったときは、お手数ですが所定の「変更届」の様式で事務局までご連絡ください。会報に記載するとともに、名簿等を訂正させていただきます。

変更届

平成 年 月 日

変更項目	組織社名	代表者	所在地	資本金	TEL・FAX
変更前					
変更後 (変更日)					
法人名 (代表者名)					

公益社団法人 鈴鹿法人会 事務局 FAX 059-383-8445

編集後記

4月に消費税が、8パーセントになり、いつの間にかそれにも慣れてしまいました。消費税導入時や5パーセントになった時の狂騒を思えば、スムーズに移行したかと思います。慣れは、恐ろしくて、それが当たり前になってしまふ感覚。すずかめも3号となり、公益法人化を意識した編集にも慣れてしまつて、進歩が無くなつては、大変。時代の流れに遅れをとらないように注意していきます。

広報委員長 川喜田 彰



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は

昭和46年に発足し、

会員のみなさまと共に歩んでまいりました。

これからも会員のみなさまを
お守りしてまいります。



三重支社/津市栄町1-840
TEL 059-226-1363



三重支店/三重県津市丸之内養正町4-1
(森永三重ビル3F) TEL 059-229-1581

法人会会員企業にお勤めの皆様は、
お一人からでも**集団取扱の割安な保険料**でご加入いただけます。

入院前・入院後の通院にも
ちゃんと応える医療保険



—法人会—

ちゃんと応える
医療保険
EVER

健康に不安がある方も
入りやすい医療保険



アフラックは
★★★★★
医療保険
契約件数
No.1
平成28年度「インシュアラント生命保険統計年報」

—法人会—

健康に不安がある人も入りやすい 医療保険
もっと やさしい **EVER**
エヴァー

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

（引受保険会社）

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

三重支社

〒510-0074 三重県四日市市鵜の森1-3-23 ナカジマビル6F

TEL:059-355-4632 FAX:059-355-4629

法人会フリーダイヤル **0120-876-505**

受付時間/9:00～17:00(土日祝日除く)